

引上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

消費税率の引上げは、今後も増加が見込まれる「社会保障４経費その他社会保障施策」の財源とするためのものです。地方消費税交付金のうち、消費税率の引上げに係る収入については、以下の経費に充当します。

単位：千円

１．令和５年度地方消費税交付金収入見込	総額	一般財源分	社会保障財源分
	8,200,000	3,730,000	4,470,000 ①

２．社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

事業名		経費	財源内訳		
			特定財源		一般財源
			国・県支出金	その他	
社会福祉	社会福祉	494,375	177,402	17,794	299,179
	障害者福祉	14,852,795	10,366,819	62,827	4,423,149
	高齢者福祉	1,513,798	279,661	53,205	1,180,932
	児童福祉	20,492,410	10,905,842	963,672	8,622,896
	母子福祉	1,465,355	522,197	7,001	936,157
	生活保護	12,876,821	9,328,658	115,000	3,433,163
	小計	51,695,554	31,580,579	1,219,499	18,895,476
社会保険	介護保険	5,093,208	337,846	0	4,755,362
	国民健康保険	2,423,569	1,545,375	0	878,194
	後期高齢者医療	5,448,054	776,921	0	4,671,133
	小計	12,964,831	2,660,142	0	10,304,689
保健衛生	医療	654,677	36,807	347,202	270,668
	病院	453,571	0	0	453,571
	疾病予防対策	4,254,547	1,571,180	49,679	2,633,688
	小計	5,362,795	1,607,987	396,881	3,357,927
合計		70,023,180	35,848,708	1,616,380	32,558,092 ②

対象経費の一般財源総額②32,558,092千円のうち、消費税率引上げ分①4,470,000千円を充当します。(対象経費には、事務職員人件費等充てられない経費を除いています。)

(注)

「社会福祉」とは、「生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること」を意味し、具体的には、生活保護・児童福祉・母子福祉・高齢者福祉・障害者福祉（身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉）などです。

「社会保険」とは、「保険的方法によって社会保障を行う制度の総称」ですが、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には、国民健康保険・介護保険・年金などです。

「保健衛生」とは、「国民の健康を保つための施策」を意味し、具体的には、医療に係る施策・感染症その他の疾病の予防対策・健康増進対策などです。